

要求水準書 新旧対照表

No	ページ	章など	修正前	修正後
1	34	4.6 ア) (1)	特別高圧受電設備の性能及び機能維持のために保安規程に基づき月次点検及び年次点検を行うこと。	特別高圧受電設備の性能及び機能維持のために保安規程に基づき月次点検及び年次点検を行うこと。また、備え付けの保護具等（ゴム長靴×1足、ゴム手袋×1双、ヘルメット×1個、検電器×2本、短絡設置器×1組、放電棒×1本）も点検対象とする。
2	-	別紙1 2/48	配水管理センターの桃山台配水場小水力発電監視設備 更新対象	配水管理センターの桃山台配水場小水力発電監視設備 削除
3	-	別紙1 9/48	高区加圧系ポンプの更新範囲	変更
4	-	別紙1 11/48	中区加圧系ポンプの更新範囲	変更
5	-	別紙1 15/48	高区加圧系ポンプの更新範囲	変更
6	-	別紙1 22/48	次亜操作盤 更新対象	次亜操作盤 更新対象外
7	-	別紙1 44/48	晴美台1350系流入弁（ 不使用 ）	晴美台1350系流入弁